

官報

要目次

地方公共団体手数料令の一部改正 八二
府令 八二
総理府内部部局組織規程の一部改正 八二
地方公共団体手数料規則の一部改正 八二
省令 八二
森林火災国営保險法施行規則の一部改正 八二
告示 八二
標準決済方法に関する規則により外国為替管理委員会告示第三号廃止等 八二
松山地方支務局野村出張所に備えてある土地登記簿の登記の転写命令 八二
外国為替業務を営む営業所の位置の変更許可 八二
林業技術普及事業補助金交付規程の一部改正 八二
昭和二十七年六月一日から昭和二十八年五月三十一日まで適用する標準生糸の最高価格及び最低価格 八二
松山郵便局通信局内分室設置 八八
東京国際電報局とマニラにおける電報局との直通無線による写真電信連絡設定 八八
国際写真電報の取扱に関する特例の一部改正 八八
国際電報料金表の一部改正 八九
保安林指定(高根県) 八九
保安林解除(同) 八九
国会事項 八九
公職会告示(電源開発促進法案について) 九〇
公共企業体事項 九〇
阿毛線に小野寺停車場等設置 九〇
南予線伊予日吉・父野川間等に一般乗合自動車運送事業開始 九二

政令

地方公共団体手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年四月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第九十八号

地方公共団体手数料令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十二條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体手数料令(昭和二十二年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第五十四号から第五十八号までを次のように改める。

五十四から五十八まで 削除

第一條第六十七号中「同卸売販売業者登録手数料」と「同卸売販売業者登録手数料並びに同小売販売業者登録手数料及び同卸売販売業者登録票書換手数料」に改める。

第一條第六十八号中「及び幼児食用ビスケット類製造販売業者登録手数料」を「幼児食用ビスケット類製造販売業者登録手数料、小麦粉製造販売業者登録手数料及びパン製造販売業者登録手数料並びにパン製造販売業者登録票書換手数料、めん製造販売業者登録票書換手数料、めん製造販売業者登録票書換手数料及び幼児食用ビスケット類製造販売業者登録票書換手数料」に改める。

第一條第六十九号中「米穀」と「精業者登録手数料」の下に「及び同登録票書換手数料」を加える。

府令

第一條に次の一号を加える。八十九 五とん以上の漁船を使用し、て行つた漁業に係る漁業法第六十五條第一項の規定に基づく漁業許可申請手数料及び同漁業許可変更許可申請手数料

附則

この政令は、公布の日から施行する。但し、第一條第六十七号、第六十八号及び第六十九号の改正規定は、昭和二十七年三月二十五日から適用する。

内閣総理大臣 吉田 茂
農林大臣 広川 弘禪
通商産業大臣 高橋龍太郎

総理府令第七号
国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七條及び第二十條の規定に基づき、総理府内部部局組織規程の一部を改正する総理府令

昭和二十七年四月四日
内閣総理大臣 吉田 茂
総理府内部部局組織規程の一部を改正する総理府令

総理府内部部局組織規程(昭和二十四年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

第十條中「及び調査課」を「調査課及び審議室」に改める。
第一條第四号中「他課」を「他課室」に改める。

第十二條中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。
第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 審議室においては、左の事務をつかさどる。
一 恩給制度に關し調査し、研究し及び企画すること。

府令

二 恩給に關する具申の裁決に關すること。
第二十條第一項中「大臣官房社会保障審議連絡室の下に」及び「総理府恩給局審議室」を加える。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂
地方公共団体手数料規則の一部を改正する総理府令

地方公共団体手数料規則(昭和二十三年総理府令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一條第二十三号中「百円」を「二百円」に改める。
第一條第六十号から第六十二号までを次のように改める。

百六から百十二まで 削除
第一條第六十七号の次に次の一号を加える。

百二十七の二 主要食糧小売販売業者登録票書換手数料 五十円
第一條第六十八号の次に次の二号を加える。

百二十八の二 小麦粉製造販売業者登録手数料及び精麦加工販売業者登録手数料 千五百円
百二十八の三 パン製造販売業者登録票書換手数料、めん製造販売業者登録票書換手数料、めん製造販売業者登録票書換手数料及び幼児食用ビスケット類製造販売業者登録票書換手数料 五十円

第一條第六十九号の次に次の一号を加える。

百二十九の二 主要食糧卸売販売業者登録票書換手数料 百円
第一條第七十号の次に次の一号を加える。

百三十の二 米穀と、精業者登録票書換手数料 五十円
第一條に次の二号を加える。
百五十二 五とん以上の漁船を使用して行つた漁業に係る漁業法第六十五條第一項の規定に基づく漁業許可申請手数料 五百円
百五十三 五とん以上の漁船を使用して行つた漁業に係る漁業法第六十五條第一項の規定に基づく漁業許可変更許可申請手数料 三百円

省令

この府令は、公布の日から施行する。但し、第一條第六十七号の二、第六十八号の二、第六十九号の二及び第七十号の二の改正規定は、昭和二十七年三月二十五日から適用する。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

農林省令第二十二号
森林火災国営保險法(昭和十二年法律第二十五号)に基づき、森林火災国営保險法施行規則の一部を改正する省令

昭和二十七年四月四日
農林大臣 広川 弘禪
森林火災国営保險法施行規則の一部を改正する省令

森林火災国営保險法施行規則(昭和十二年農林省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

「地方長官」を「都道府県知事」に改める。
第一條を除き、「市町村」の下に、森林組合又ハ森林組合連合会を加える。

第一條を次のように改める。

第一條 保險契約ノ申込ヲ為サントスル者ハ、保險契約申込書ニ左ノ事項ヲ記載シ記名捺印ノ上保險料ト共ニ保險ノ目的ノ所在地ノ属スル市町村、保險ノ目的ノ所在地ヲ其ノ地区ニ含ム森林組合若ハ森林組合連合会又ハ保

毎日文庫
昭和二十五年三月五日
第三種郵便物認可

●電波監理委員会告示第千三百五十九号
株式会社中部日本新聞社所屬実用化試験局(陸上移動局)の電波の型式及び周波数は、昭和二十六年十一月二十六日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月一日 第二五七号
二 免許人の名称 株式会社 中部日本新聞社
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 株式会社中部日本新聞社所屬の東京実用化試験局(基地局)
六 通信の事項 1. ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年八月三十一日
八 設置場所 東京都中央区銀座西七の五 北緯一三九度四分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JJ2AJ F二、F三、F四 一五・一七Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ブラウン、ダイポール(反射器付)
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千三百六十号
株式会社中部日本新聞社所屬実用化試験局(陸上移動局)の電波の型式及び周波数は、昭和二十六年十一月二十六日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月一日 第二五八号
二 免許人の名称 株式会社 中部日本新聞社
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 株式会社中部日本新聞社所屬の東京実用化試験局(基地局)
六 通信の事項 1. ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年八月三十一日
八 設置場所 東京都中央区銀座西七の五 北緯一三九度四分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JJ2AJ F二、F三、F四 一五・一七Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ブラウン、ダイポール(反射器付)
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千三百六十一号
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百六十二号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百六十三号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百六十四号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百六十五号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百六十六号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百六十七号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百六十八号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百六十九号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十一号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十二号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十三号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十四号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十五号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十六号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十七号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十八号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十九号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十一号
昭和二十六年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十四号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百七十七号いき無線局の開波数は、昭和二十六年十月十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中A三「二、六五〇ke」を削る。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十五号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千八百六十一号大丸無線局の開波数は、昭和二十六年十月十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「二、六一〇ke、一、六二〇ke」を削り、「二、四四〇ke」の次に「二、六五〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十六号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百四十四号第三三ツ矢丸無線局の開波数は、昭和二十六年十月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「二、四四〇ke」の次に「二、四四五ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十七号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百十四号はつばの無線局の通信の相手方は、昭和二十七年一月二十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第五項中「海上保安庁所屬青森海岸局」を「海上保安庁所屬海部局」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百九十六号大井丸無線局の通信の相手方及び周波数は、昭和二十六年十二月十三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第四項中「海上保安庁所屬神戸海岸局」を「海上保安庁所屬海部局」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百七十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千六百六十六号すずき無線局の主たる停泊港は、昭和二十七年七月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第八項中「主たる停泊港 東京」を「主たる停泊港 浜田」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百二十号いすゞ無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年六月二十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第八項中「主たる停泊港 東京」を「主たる停泊港 門司」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十一号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百五十七号第二再洋丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十二月二十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第八項中「主たる停泊港 小浜」を「主たる停泊港 高浜」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十二号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百五十六号はまき無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年八月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第八項中「主たる停泊港 東京」を「主たる停泊港 横浜」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十三号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百七十七号いそぎ無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十月十三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第八項中「主たる停泊港 東京」を「主たる停泊港 新潟」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十四号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百八号MS二二無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十七年一月十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第九項中「MS二二」を「みやこどり」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十五号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千八百四十七号MS五十七無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十七年一月十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第九項中「MS五十七」を「にしきどり」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十六号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百七十四号第一邦洋丸無線局の免許人及び主たる停泊港は、昭和二十七年四月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第二項中「宝洋丸株式会社」を「大洋漁業株式会社」に、第八項中「主たる停泊港 東京」を「主たる停泊港 三崎」に改める。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十七号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百四十九号水尾丸無線局の開波数は、昭和二十六年八月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A二、六六〇ke」の次に「八、二八〇ke」を、「A二、八五〇ke」の次に「二、四二〇ke、一、六六〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百五十七号第十共進丸無線局の開波数は、昭和二十六年十月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A二、六六〇ke」の次に「八、二八〇ke」を、「A二、八五〇ke」の次に「二、四二〇ke、一、六六〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百八十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千六百二十八号第三大黒丸無線局の開波数は、昭和二十七年三月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A二、六六〇ke、一、九三〇ke、二、四四〇ke」を削る。
電波監理委員会委員長 網島 毅

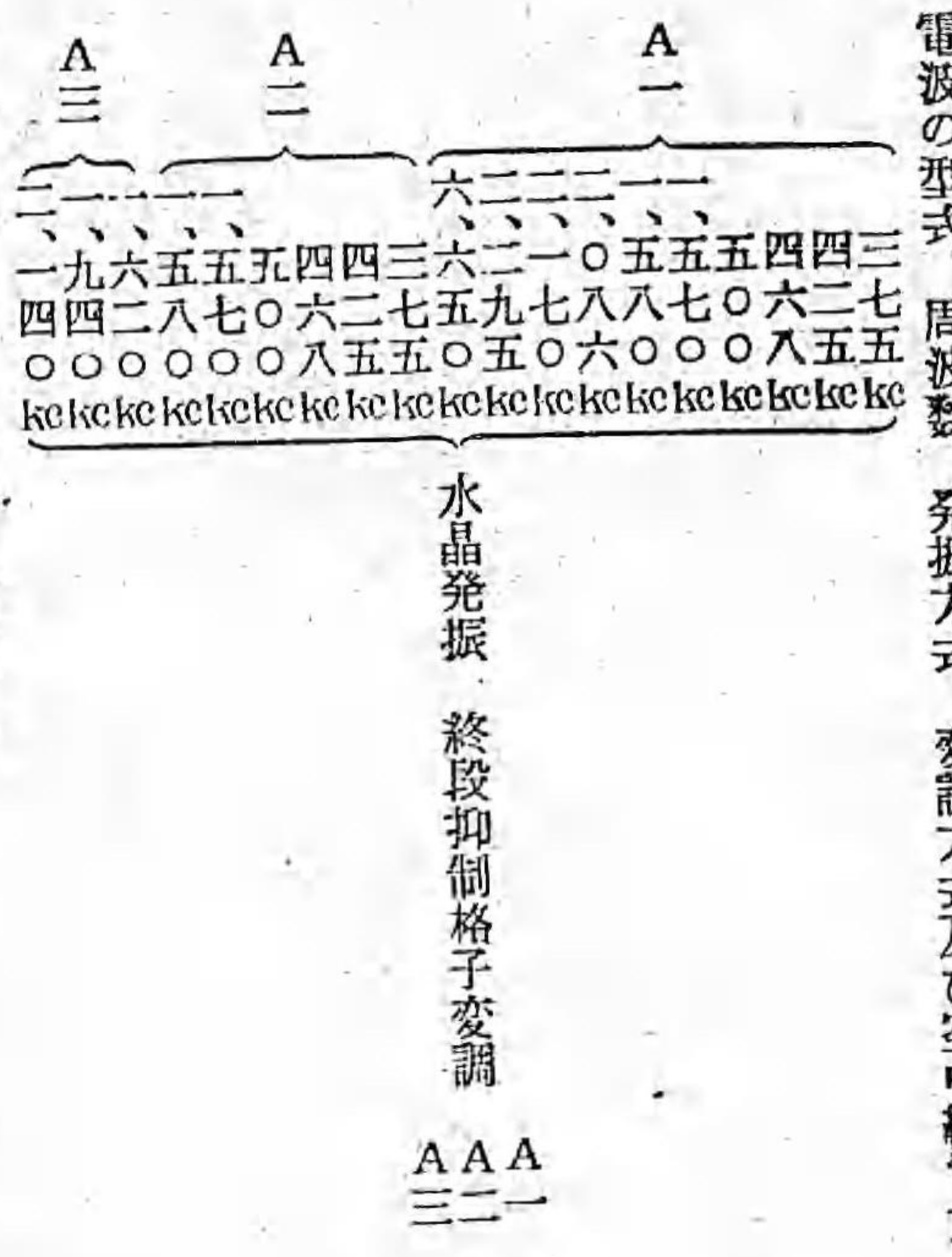
●電波監理委員会告示第千三百九十六号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百八十九号長崎丸無線局の開波数は、昭和二十七年二月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、一六、六五〇ke」の次に「八、二五六ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百八十三号三初潮丸無線局の開波数は、昭和二十六年十二月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、四〇〇ke、一、五八〇ke、A一、八、三三五ke」を削る。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百六十一号大丸無線局の開波数は、昭和二十七年三月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A三二、四四〇ke」の次に「九、五五ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百号
昭和二十七年電波監理委員会告示第千三百五十四号日泰丸無線局の開波数及び空中線電力は、昭和二十六年十二月二十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、A二、四二五ke」の次に「四、六〇ke」を、「A一、一五、五七〇ke」の次に「五、四二〇ke」を、「A一、五、七〇ke」の次に「六、六五〇ke」を、「A一、二八、二二ke」の次に「八、四三三ke、八、五〇〇ke、二、四二〇ke、一、六、五六〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十七年電波監理委員会告示第千三百二十一号盛照丸無線局の開波数及び空中線電力は、昭和二十七年二月二十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、五、三〇ke」を削り、「A一、二六、六五〇ke」の次に「八、二五六ke、八、二八〇ke、一、八、五〇〇ke」の次に「二、四二〇ke、一、六、五六〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅



●電波監理委員会告示第千三百八十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百五十八号第一野子丸無線局の開波数は、昭和二十六年八月九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「二、四五〇ke」の次に「一、六一〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百九十七号MS〇五無線局の開波数は、昭和二十六年九月二十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項を次のように改める。
十 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

水島発振 終段抑制格子変調
A一 一、二五〇ke
A二 一、五〇〇ke
A三 四、〇〇〇ke

●電波監理委員会告示第千三百九十一号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百五十五号第八文丸無線局の開波数は、昭和二十六年八月十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、A二、一、六一〇ke、一、六二〇ke」の次に「二、九三〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十二号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百三十九号第二海征丸無線局の開波数は、昭和二十六年十一月二十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「一、六一〇ke」を削る。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十三号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百七十九号たまなみ無線局の開波数は、昭和二十六年八月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、二、〇八〇ke、二、一七〇ke」を削り、「二、二九五ke」を加え、「A三、二、一四〇ke」の次に「二、九四〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十四号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百四号うしま丸無線局の開波数は、昭和二十七年一月八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、A二、一、五八〇ke」を削る。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十五号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千六百二十八号第三大黒丸無線局の開波数は、昭和二十七年三月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A二、六六〇ke、一、九三〇ke、二、四四〇ke」を削る。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十六号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百八十九号長崎丸無線局の開波数は、昭和二十七年二月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、一六、六五〇ke」の次に「八、二五六ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十七号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百五十七号第二再洋丸無線局の開波数は、昭和二十六年十二月二十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、一六、六五〇ke」の次に「八、二五六ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百八十三号三初潮丸無線局の開波数は、昭和二十六年十二月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、四〇〇ke、一、五八〇ke、A一、八、三三五ke」を削る。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千三百九十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百六十一号大丸無線局の開波数は、昭和二十七年三月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A三二、四四〇ke」の次に「九、五五ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百号
昭和二十七年電波監理委員会告示第千三百五十四号日泰丸無線局の開波数及び空中線電力は、昭和二十六年十二月二十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、A二、四二五ke」の次に「四、六〇ke」を、「A一、一五、五七〇ke」の次に「五、四二〇ke」を、「A一、五、七〇ke」の次に「六、六五〇ke」を、「A一、二八、二二ke」の次に「八、四三三ke、八、五〇〇ke、二、四二〇ke、一、六、五六〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十七年電波監理委員会告示第千三百二十一号盛照丸無線局の開波数及び空中線電力は、昭和二十七年二月二十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
第十項中「A一、五、三〇ke」を削り、「A一、二六、六五〇ke」の次に「八、二五六ke、八、二八〇ke、一、八、五〇〇ke」の次に「二、四二〇ke、一、六、五六〇ke」を加える。
電波監理委員会委員長 網島 毅

87 昭和 27 年 4 月 4 日 金曜日

官 報

第 7571 号

昭和 27 年 4 月 4 日 金曜日

官 報

第 7571 号 86

●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百一十号第五十一項「宮島無線局の周波数及び空中線の型式は、昭和二十六年六月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。」
第十項中「A三、七〇〇ke」を削り、「五、五二〇ke」の次に「八、三二五ke」を加える。
第十一項中「逆L型」を削る。
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百十号末段九無線局の周波数及び空中線の型式は、昭和二十六年十一月十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
第十項を次のように改める。
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線の型式
A一 三、七〇〇ke
A二 五、七〇〇ke
A三 五、七〇〇ke
A一、A二 終段抑制格子変調
A二、A三 終段抑制格子変調
A三 三五〇WW

●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百九十五号第一号幸丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年十二月二十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
第八項中「第二号幸丸」を「第五号幸丸」に、「第九項中「だいにこうさちまる」を「なかのだいにこうさちまる」に改める。
●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千六百六十七号北洋丸無線局の船名、主たる停泊港、呼出名称及び呼出名称は、昭和二十六年九月十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
第八項及び第九項を次のように改める。
八 設置 場所 九三九(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号及び呼出名称 JIOV (まことさんまろ)

●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百一十号第一号美保丸無線局の呼出名称及び周波数は、昭和二十六年十一月三十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
第九項中「やましただいにちみほまる」を「だいにちみほまる」に改める。
第十項中「A三、二七五ke」の次に「二、六一〇ke」、「九、三二〇ke」を加える。
●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百九十九号第二号瑞洋丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年十一月十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
第十項中「二五W」を「二五W」に改める。
●電波監理委員会告示第千四百一十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百七十三号第三号三社丸無線局の空中線電力は、昭和二十七年三月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十号
第十項中「A三、一〇W」を「二〇W」に改める。

●電波監理委員会告示第千四百一十五号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百一十五号第七号第二号高宮丸無線局の通信の相手方、免許人及び主たる停泊港は、昭和二十七年二月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十六号
第二項中「山下清助」を「松本佐左門」に、「第五項中「浜島、尾島漁業用海岸局」を「焼津漁業用海岸局」に、「第八項中「(主たる停泊港 須賀利)」を「(主たる停泊港 焼津)」に改める。
●電波監理委員会告示第千四百一十六号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百一十六号第二号第二号丸無線局の免許の有効期限、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十二月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十七号
第七項、第九項及び第十項を次のように改める。
七 免許の有効期限 無期限
九 呼出符号 JCDK
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線の型式
A一、A二 五〇〇ke
A三 五八〇ke
A一、A二 水島発振 終段抑制格子変調
A三 二五W

●電波監理委員会告示第千四百一十七号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百九十九号たまなみ無線局の主たる停泊港及び呼出符号は、昭和二十六年十二月二十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十七号
第八項中「(主たる停泊港 東京)」を「(主たる停泊港 銚子)」に、「第九項中「JMLD」を「JED」に改める。

●電波監理委員会告示第千四百一十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千六百四十三号たまなみ無線局の主たる停泊港及び呼出名称は、昭和二十六年十月三十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百一十九号
第八項中「(主たる停泊港 東京)」を「(主たる停泊港 大阪)」に、「第九項中「たぢばな」を「じゆんしせんたらばな」に改める。
●電波監理委員会告示第千四百一十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百七十八号第八号能登丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十二月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百二十号
第八項中「(主たる停泊港 焼津)」を「(主たる停泊港 西海)」に改める。
●電波監理委員会告示第千四百二十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百五十一号しらたか無線局の主たる停泊港は、昭和二十七年一月十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百二十号
第八項中「(主たる停泊港 高松)」を「(主たる停泊港 宿毛)」に改める。
●電波監理委員会告示第千四百二十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百六十一号第一号丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十月三十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月四日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第千四百二十一号
第八項中「(主たる停泊港 小浜)」を「(主たる停泊港 高浜)」に改める。

●大蔵省告示第六百一十三号
増徴金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、布施信用金庫第三回福々積金の細目を次のように定める。
昭和二十七年四月四日
大蔵大臣 池田 勇人

一名	称	布施信用金庫第三回福々積金
二條	件	定期積金
(一)	預金の種類	定期積金
(二)	契約期間	一年
(三)	給付金額	一口一萬二千円
(四)	掛金の金額	千円 十三回
(五)	掛金及び回数	抽せんは一回とし、抽せん額一口につき各回の抽せん額一個を附する。
(六)	抽せんは、	第一回の抽せんは、

●大蔵省告示第六百一十四号
増徴金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、唐津信用

四等	計	五〇
三等	計	三四三
二等	計	一〇、〇〇〇
一等	計	一〇、〇〇〇
特等	計	一〇、〇〇〇
計	計	三三、〇〇〇
五等	計	七〇
四等	計	二、八八八
三等	計	三、〇〇〇
二等	計	三、〇〇〇
一等	計	三、〇〇〇
特等	計	三、〇〇〇
計	計	一五、〇〇〇

●大蔵省告示第六百一十四号
増徴金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、唐津信用

○参議院
議案(議案第147号) 四月二日閣議
から左の議案が送付された。
特別調査員法
統計調査員法
特別調査員法

大蔵省銀行局長 大月 高
第十三回国会政府委員を命ずる(以上四月二日)
○総 理 府
總理府後官 松村 雅夫
總理府事務局 增子 正宏
地方行政調査委員事務局長 藤田 龍雄
(以上四月一日)
○首都建設委員会
總理府後官 五十嵐三三
十級三号俸を命ずる
十級四号俸を命ずる
總理府事務局 増子 正宏
十級三号俸を命ずる
十級四号俸を命ずる
(各通)
總理府後官 藤田 龍雄
十級三号俸を命ずる
十級四号俸を命ずる
(各通)
總理府後官 藤田 龍雄
十級三号俸を命ずる
十級四号俸を命ずる
(各通)

○文 部 省
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
(各通)
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
(各通)
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
文部省に任命する
(各通)

○内 閣
昭和三十七年二月二十八日
閣議に依り瑞章を授ける
昭和三十七年三月一日
閣議に依り瑞章を授ける
昭和三十七年三月一日
閣議に依り瑞章を授ける
昭和三十七年三月一日
閣議に依り瑞章を授ける
昭和三十七年三月一日
閣議に依り瑞章を授ける
昭和三十七年三月一日
閣議に依り瑞章を授ける
(各通)

○引揚護身
厚生事務官 美山 要蔵
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
(以上三月二十一日)

○皇室事項
天照陛下は、四月四日、御前
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
(各通)

○公共企業体事項
日本国有鉄道
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
(各通)

Table with columns: No., Name, Address, and other details. Includes entries for Japan National Road (日本国有道路) and various local offices.

○引揚護身
厚生事務官 美山 要蔵
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
復員局長事務局長 吉江 誠一
(以上三月二十一日)

○公共企業体事項
日本国有鉄道
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
(各通)

○日本国有道路(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
市役所(前掲停車場)
(以上三月二十一日)

○皇室事項
天照陛下は、四月四日、御前
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
御講読を召し、御講読を召し
(各通)

○公共企業体事項
日本国有鉄道
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
昭和三十七年四月四日
(各通)

○特別清算開始
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
(以上三月二十六日)

○特別清算開始
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
(以上三月二十六日)

○特別清算開始
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
(以上三月二十六日)

○特別清算開始
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
右同所管地
(以上三月二十六日)

第 7571 号

昭和 27 年 4 月 4 日 金曜日 官 報 第 7571 号 92

したので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月四日
東京都新宿区戸塚町一丁目四一七
株式会社桜化学研究所
清算人 五十嵐保司
清算事務所 同都渋谷区代々木
西原町八九六

合併公告

昭和二十七年三月三十一日開催の各株主総会において旭商事株式会社は桜産業株式会社を合併して存続し、桜産業株式会社は解散する事を決議しました。右合併に異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨を申出られたく此段公告致します。

昭和二十七年四月四日
東京都千代田区丸の内一丁目二番地
旭商事株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目二番地
桜産業株式会社

解散公告(第二回)

当社は昭和二十七年二月八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月二日
東京都港区芝田村町二丁目四番地
新英産業株式会社
清算人 堀越 晋一
清算事務所 武蔵野市吉祥寺四八〇番地

解散公告(第二回)

当社は昭和二十七年三月二十日開催の決議に因り即日解散致しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月二日
東京都中央区月島西河原通一丁目四番地
丸金環株式会社
清算人 渡辺 紳

会社合併公告

昭和二十七年三月二十五日開催の左記会社の各株主総会に於て甲会社は乙

会社を合併してその権利義務を承継して存続し、乙会社は解散することを決議しましたから、右合併に異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右商法の規定により公告致します。

昭和二十七年三月二十五日
京都市上京区一條通烏丸西入店橋殿町四百十二番地
(甲) 株式会社公成社
同同番地
(乙) 京都建築株式会社

解散公告(第一回)

当社は昭和二十七年三月十七日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十二日
京都市中京区蛸薬師通油小路西入龜屋町二七六番地
五紅株式会社
清算人 中川 隆山 野崎 泰

解散公告

当社は昭和二十七年二月二十九日の株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十日
京都市下京区仏光寺通富小路西入仏光寺町百九番地
関西西吊株式会社
清算人 上田 安治

資本減少公告

当社は昭和二十七年三月二十七日の株主総会に於て資本総額金一千五百万円を金三百万円に発行済株式総数三十万株を六万株に減少する事を決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年三月二十八日
石川県羽咋郡羽咋町一〇一番地
日本レイヨン織布株式会社
約束手形紛失無効公告
手形番号 T二二六号 金額二十万円
振出地 東京都 振出人大阪合同

株式会社 支払期日 昭和二十七年四月二十五日 支払場所 第一銀行堀留支店 受取人 日本酸素化学工業株式会社
右約束手形紛失致しましたので爾後無効と致します。

昭和二十七年四月二日
日本酸素化学工業株式会社
決定整備計画実行完了公告
当社は昭和二十七年三月三十一日決定整備計画の実行を完了致しましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規定により公告致します。

昭和二十七年四月一日
東京都北多摩郡羽村和泉一六〇〇
東京計器株式会社
限定承認及び請求申出の公告
最後の住所 大阪府東区内久宝寺町二丁目二十一番地
死亡の日 昭和二十六年十一月二十八日
被相続人 藤下 武次郎
明治四十一年一月十九日生

本籍住所 右に同じ
相続人 藤下 春子
親権者 藤下 浜子
本籍住所 右に同じ
相続人 藤下 春子
昭和二十七年一月二十五日生

本籍住所 右に同じ
相続人 藤下 武男
昭和二十七年二月二日生
右相続人等は昭和二十七年二月二十七日大阪家庭裁判所に於て限定承認を申し立てたので、右被相続人の相続債権者及び受遺者は、昭和二十七年六月十日午前十時までに其請求を申出下さい。右期日までに申出ない時は其債権は弁済より除斥されます。

昭和二十七年四月四日
右被相続人の相続財産管理人 藤下 浜子
第十四期決算報告
(昭和二十六年十二月二十日現在)
貸借対照表
借方(資産の部)

土地	一、五三二、〇六六五
建物	八三二、〇七四・〇
機械	三三九、七七八〇
什器	一七三、八九三・五
固定資産	三、〇七六、〇二五

流動資産	二七、二八八、二四三・〇
工事掛金	六八、七七〇・〇
預け保証金	二六四、〇〇〇・〇
受取手形	四七、二〇二、五七〇・〇
現金及預金	八一、三五一、二五三・四七
雑勘	一四、〇五五、九四三・〇〇
未経過利息	四五、〇〇〇・〇〇
未経過保険料	三八、〇八八・〇〇
工事勘定	一、〇八〇、八三三・〇〇
棚卸資産	二、六五七、四三二・一〇
半製品	三、九三三、四九〇・三〇
材料	三、三八七、一九九・一八
半製品	二、四三三、四三三・〇〇
合計	二、六九五、九八八・九六

短期借入金	二七、四一八、〇〇〇・〇〇
買掛金	四三、七三三、三七〇・〇〇
割引手形	三六、一八四、七三六・〇〇
支払手形	二、七三四、六五九・〇〇
未払金	一、六四二、七〇〇・〇〇
資本勘定	一、六八〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	三、六三〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二、九四七、八二〇・〇〇
退職手当準備	二、二五〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	九、五九三、八五九・一一
前期繰越金	一、四七二、八八九・五四
当期利益金	一、〇一三、五八八・八五
合計	二、六九五、九八八・九六

前期繰越金	一、四七二、八八九・五四
当期利益金	一、〇一三、五八八・八五
利益処分案	一、四七二、八八九・五四
前期繰越金	一、〇一三、五八八・八五
当期利益金	二、六九五、九八八・九六
計	一、〇一三、五八八・八五
之を左の如く処分する。	五、一〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
退職手当準備積立金	四、一〇〇、〇〇〇・〇〇
納税引当	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
重役賞与	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金(普通配当年)	二、〇一六、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	五、五九九、二五七・〇四
右の通りであります。	
昭和二十七年二月十五日	
東京都千代田区神田小川町二の六	
田島応用化工株式会社	

貸借対照表	昭和二十六年九月三十日現在
資産の部	六、五六、一四九・七一
現金	三、五六、六八二・二七
銀行預金	二、三五、七七五・〇〇
棚卸資産	五、四四、五五七・一六
未経過保険料	二、四四一・五五
未収入歩合金	三、五〇六・一四〇
未経過歩合金	五、〇〇〇・〇〇
計	二、二〇四、四八一・四〇
負債の部	一、五八、五五五・六〇
買掛金	一、五〇、〇〇〇・〇〇
借入金	一、〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	一、〇九、五八四・五六
預り金	一、〇〇、〇〇〇・〇〇
法定利益積立金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
納税積立金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
繰越利益金	六、二五〇・〇〇
当期利益金	四、七五一・一五四
計	二、二〇四、四八一・四〇

第一期決算公告	昭和二十七年一月三十一日現在
貸借対照表	
資産の部	二、〇〇〇・〇〇
現金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
計	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸借対照表	昭和二十六年九月三十日現在
資産の部	一、五〇、〇〇〇・〇〇
現金	一、〇〇、〇〇〇・〇〇
銀行預金	一、五〇、〇〇〇・〇〇
計	一、五〇、〇〇〇・〇〇

貸借対照表	昭和二十六年九月三十日現在
資産の部	一、五〇、〇〇〇・〇〇
現金	一、〇〇、〇〇〇・〇〇
銀行預金	一、五〇、〇〇〇・〇〇
計	一、五〇、〇〇〇・〇〇

貸借対照表	昭和二十六年九月三十日現在
資産の部	一、五〇、〇〇〇・〇〇
現金	一、〇〇、〇〇〇・〇〇
銀行預金	一、五〇、〇〇〇・〇〇
計	一、五〇、〇〇〇・〇〇

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

号外 三月三十一日付第二十六号二〇頁
同日付業会第二十八号一六頁

定価 一月 二百四十円 一年 二千四百円
印刷 印刷部
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段(33)三三二一
振替東京一九〇〇〇〇〇〇
印刷 印刷部
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段(33)三三二一
振替東京一九〇〇〇〇〇〇